

## 旧市民病院別館直流電源装置用蓄電池取替修繕 仕様書

委託者（以下、「甲」という。）の依頼を受けて、請負者（以下、「乙」という。）が修繕業務を行う場合には、この仕様書の定めるところによる。受注者は本仕様書及び図面等（以下、「設計図書」という。）に基づいて監督員の指示に従い施工すること。なお、設計図書及び関係法令・条例等を遵守し、履行期間内に優秀な技術で施工すること。

- 1 修繕名 旧市民病院別館直流電源装置用蓄電池取替修繕
- 2 業務の場所 岡山市北区東中央町3番14号（旧市民病院別館）
- 3 業務の時間 平日の午前8時30分から午後5時までの時間内に行う。
- 4 履行期間 契約日～令和7年11月21日
- 5 修繕目的 旧市民病院別館の地下1階に設置してある直流電源装置用蓄電池が更新時期を迎えるためその取替を行うもの。
- 6 修繕内容
  - (1) 旧市民病院別館地下1階にある直流電源装置用蓄電池の取替についての修繕
  - (2) 詳細は別紙図面「令和7年度旧市民病院別館直流電源装置用蓄電池取替修繕」及び数量総括表のとおり。
  - (3) 既設設備等の廃材処分費も含むこと。
- 7 提出書類
  - (1) 課税事業者届 1部
  - (2) 着手届 1部
  - (3) 工程表 1部
  - (4) 現場責任者届 1部
  - (5) (該当の場合) 下請負通知書 1部
  - (6) 完了通知書 1部
  - (7) 修繕報告書及び現場写真帳 一式
  - (8) その他監督員の指示する書類 一式

## 8 注意事項

- (1) 現場責任者は監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営や取締り等を行う。
- (2) 設計図書に疑義が生じた場合等は、速やかに監督員に通知の上、その確認を求めること。
- (3) 本修繕に必要な官公署その他への届出等の手続きは、監督員に対し事前に関係書類の承諾を得た上で提出すること。なお、これらに要する費用は全て受注者の負担とする。
- (4) 作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、留意して行うこと。なお、施工中第三者に危害等を与えた場合は、請負者の責務において誠意をもって解決すること。また、修繕施工にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。
- (5) 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない内容を遅滞なく監督員に報告すること。また、本修繕施工中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は、調整・修理を行うこと。
- (6) 本修繕施工に関し、法令等により有資格者作業が求められる場合、受注者の責任義務にて措置すること。なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を称する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。
- (7) 建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図り、その費用はすべて受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、本修繕の施工期間中および修繕完了に際して、監督員の指示に従い施工場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。
- (9) 本修繕施工に使用する工具及び機器類は、受注者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。
- (10) ・本修繕に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。
  - ・また、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。
  - ・設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、請負者が交換すること。
  - ・受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

- (1 1) 受注者は、本修繕完了後、工期中に本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。請負者は、検査員の検査に合格しない場合、速やかに補修または改造をして再検査を受けなければならない。
- (1 2) 天災その他正当な事由により修繕期間内にその義務を履行できないときは、速やかに監督員と協議のうえ、修繕期間を決定すること。

## 9 その他

- (1) 修繕車両駐車スペースは、業務の場所（岡山市北区東中央町3番14号（旧市民病院別館）の敷地内を使用可能だが、使用日時や駐車場所等については事前に監督員と協議すること。
- (2) 本修繕により各種業務に影響を及ぼさないよう万全を期すること。
- (3) 現地作業についての詳細な日程については、監督員と協議すること。
- (4) 大気汚染防止法第18条の15の規定する解体等工事に係る調査及び説明等について対象となる建築・工作物の解体等においては、これを遵守し、本修繕においては現場着工までに元請業者によるアスベスト事前調査及び調査結果の報告を行うこと。
- (5) その他本修繕に関する法令・条例等を遵守すること。